

令和元年度 第1回美祢市廃棄物減量等推進審議会

会議資料

日時：令和元年11月6日（水）10：00～

会場：美祢市保健センター 1階健康増進室

美祢市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

始期：H30. 3. 1
任期 終期：R2. 2. 29

No.	委員区分	所属団体等	委員役職等	委員氏名
1	1号委員 (各種団体等を 代表する者)	美祢市快適な環境づくり推進協議会	美祢支部長	中嶋 誠
2			美東支部副支部長	中村 伸一
3			秋芳支部長	向山 久高
4		美祢市連合婦人会	会長	杉山 秋子
5		美祢市食生活改善推進協議会	会長	瀧本 恵子
6		美祢市消費者の会	理事	高橋 好子
7		美祢市商工会	事務局長	小野 義夫
8	2号委員 (知識経験を 有する者)	山口大学大学院創成科学研究科	教授	今井 剛
9		(有) 美祢環境クリーン	代表取締役	大谷 龍夫
10		(有) 野村商会	代表取締役	野村 宏之
11		(有) 大熊工業	取締役会長	大呑 重夫
12		(株) 秋芳ヘルス工業	係長	井上 耕治
13	3号委員 (市長が必要 と認める者)	公募委員	美祢地域	小松 敏夫
14			美東地域	平山 千恵
15			秋芳地域	長澄 多喜子

美祢市廃棄物減量等推進審議会事務局職員名簿

No.	職員所属	職員役職	職員氏名
1	市民福祉部	部長	杉原 功一
2	美東総合支所	支所長 (部長)	東城 泰典
3	秋芳総合支所	支所長 (部長)	鮎川 弘子
4	市民福祉部 生活環境課	課長	古屋 敦子
5		主幹	向井 保幸
6		主事	松田 望浪

令和元年度第1回 美祢市廃棄物減量審議会資料

(1) 美祢市一般廃棄物処理基本計画の変更について

① 美祢市一般廃棄物処理基本計画について

美祢市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、平成21年3月に策定した。

基本計画は、基準年度を平成19年度とし、平成21年度から令和5年度までの15年間を計画期間として美祢市の一般廃棄物の分別・収集・処理等の基本的な事項を定めたものである。

② 基本計画の変更が必要な理由について

(ア) 美祢市総合計画との整合性

基本計画は、本来であれば概ね5年毎に改訂すべきであるが、策定後一度も改訂されておらず、美祢市の最上位計画である美祢市総合計画との整合性が取れていないため、計画を変更する必要がある。

(イ) 美祢市衛生センターの老朽化対策

美祢市のし尿・浄化槽汚泥を処理している美祢市衛生センターは、昭和63年と供用開始から30年以上経過した老朽化の著しい施設であるため、平成30年度に「美祢市衛生センター整備事業に係る施設基本計画」を策定し、様々な視点からセンターの整備方針を検討した。

検討の結果、既存施設の基幹的改良が美祢市にとって最適であるとの結論に達し、令和2年度からの事業着手を目指して取組を行っているが、事業の財源となる環境省の循環型社会形成推進交付金を活用するためには、循環型社会形成推進地域計画の策定が必須であり、基礎資料となる基本計画との整合性が求められるため、計画を変更する必要がある。

<参考>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日)

(法律第百三十七号)

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(2) 平成30年度 美祢市の廃棄物処理の実績について

① 廃棄物の処理量について（平成30年度実績）

美祢市の施設毎の廃棄物処理量は、下記のとおりである。

施設名	廃棄物搬入量	廃棄物の処理方法
美祢市カルストクリーンセンター	6,509t	破碎・乾燥後セメント工場の固形燃料化
美祢市リサイクルセンター・ 美祢市一般廃棄物最終処分場	591t	分別後、資源化（売却等）・外部 処理委託・最終処分（埋立）
美祢市美東一般廃棄物最終処分場	111t	分別後、資源化（売却等）・外部処理委託
美祢市秋芳一般廃棄物保管施設地	170t	
美祢市衛生センター	し尿：4,017kl	処理水は河川放流、汚泥は脱水後 セメント工場で資源化
	浄化槽汚泥：11,622kl	

② 廃棄物の収集運搬量について（平成30年度収集実績）

一般廃棄物のうち家庭ごみの収集運搬については、5業者（美祢3業者、美東1業者、秋芳1業者）に委託しており、その収集運搬量は、下記のとおりである。

○家庭ごみ収集運搬量

	美祢地域	美東地域	秋芳地域	合計
収集運搬量	4,009t	764t	870t	5,643t

③ 廃棄物の収集回数について（平成30年度収集実施回数）

美祢市における廃棄物の収集回数は、下記のとおりである。

{定期収集の収集回数の実績}

廃棄物の種類		収集地域及び収集回数		
		美祢地域	美東地域	秋芳地域
固形燃料化できるごみ	市指定袋に入るもの	週2回 年103回	週2回 105回	週3回 年146回
固形燃料化できないごみ	缶類	月1回	月1回	月2回
	びん類	月1回	各色月1回ずつ	各色月1回ずつ
	その他金属類	月1回	2月に1回	月1回
	プラスチック類	月1回	月1回	月1回
	その他	月1回	月1回	月1回

※美祢・美東地域は収集日が祝日となった場合でも原則収集を行うが、秋芳地域は、収集日が祝日となった場合は収集を行わない。

※びんの各色→透明びん・茶色びん・その他びんの3種類に区別している。

{申込粗大ごみの収集回数等の状況}

廃棄物の種類	収集地域及び実施方法		
	美祢地域	美東地域	秋芳地域
固形燃料化できるごみ	年4回 委託	随時 直営	年4回 直営
固形燃料化できないごみ	年4回 委託	随時 直営	年4回 直営

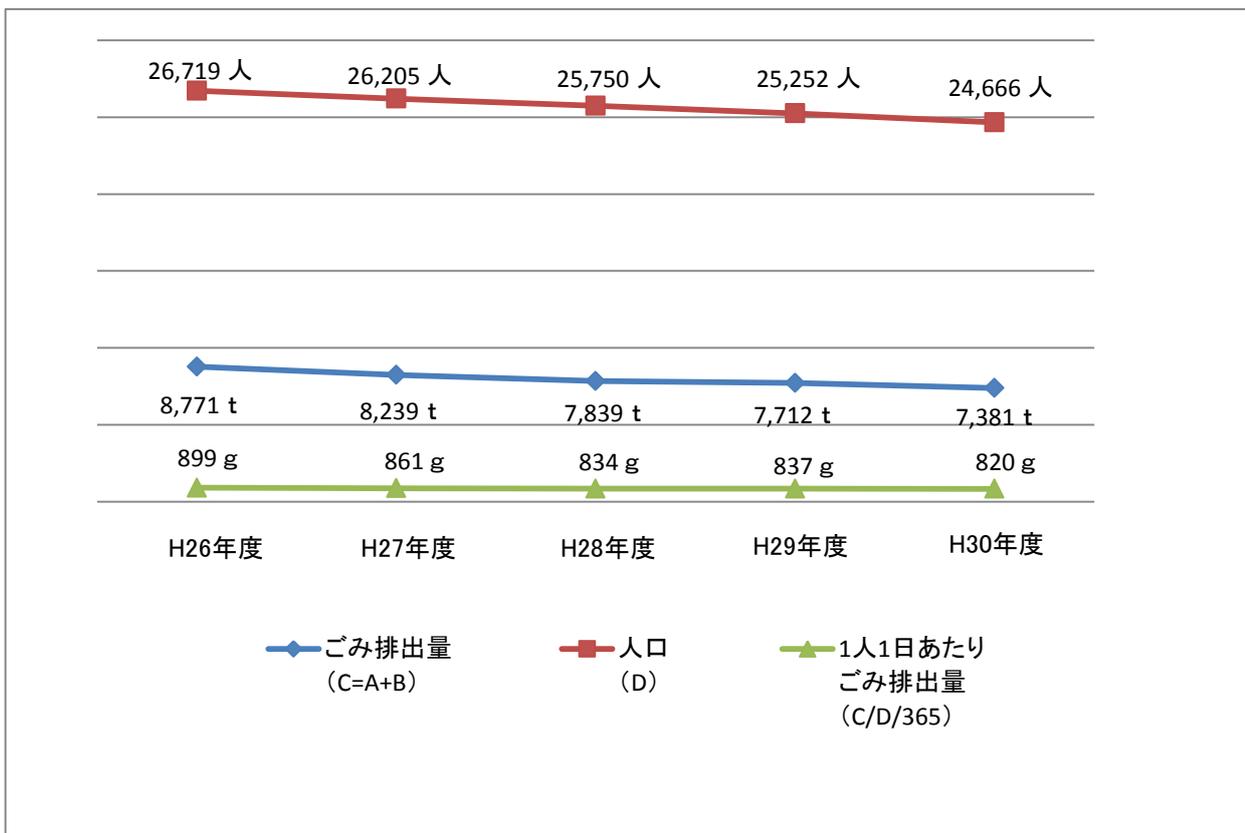
※美東地域は、随時となっているが総合支所の職員が他業務の合間に従事しており、多くの量を受けることは不可能である。

※秋芳地域は、美祢地域と同じ年4回となっているが、美東地域と同じく総合支所の職員が他業務の合間に従事しており、多くの量を受けることは不可能である。

【参考】美祢市のごみ排出量の推移

年度	家庭系ごみ (A)	事業系ごみ (B)	ごみ排出量 (C=A+B)	人口 (D)	1人1日あたり ごみ排出量 (C/D/365)
H26年度	8,279 t	492 t	8,771 t	26,719 人	899 g
H27年度	7,736 t	503 t	8,239 t	26,205 人	861 g
H28年度	7,152 t	687 t	7,839 t	25,750 人	834 g
H29年度	7,095 t	617 t	7,712 t	25,252 人	837 g
H30年度	6,714 t	667 t	7,381 t	24,666 人	820 g

※人口は、各年度10月1日現在



■美祢市の廃棄物処理の統一（素案）について

区分	現行	統一（案）	統一（案）の理由	課題	課題への対応
①可燃系（固形燃料化できる）ごみ ⇒収集回数	美祢 週2回	週2回	現行では、秋芳地域のみ週3回となっているが、これは市全体の2割弱の世帯数であることから、変更に伴う影響を最小限に抑えることができるため。	秋芳地域では、収集回数を変更することにより、1回のごみの排出量が増えるため、集積所の容量が不足するおそれがある。	期限を定めて、秋芳地域における集積所の整備費用に対し、補助金を交付する。
	美東 週2回				
	秋芳 週3回				
②不燃系ごみ（固形燃料化できない）ごみ 【缶類】 ⇒収集回数	美祢 月1回	月1回	現行では、秋芳地域のみ月2回となっているが、これは市全体の2割弱の世帯数であることから、変更に伴う影響を最小限に抑えることができるため。	同上	同上
	美東 月1回				
	秋芳 月2回				
③不燃系ごみ《固形燃料化できないごみ》 【びん類】の収集回数	美祢 月1回	各色月1回ずつ ・茶色びん ・透明びん ・その他の色のびん	美祢地域のみ月1回となっているが、現行においても、指定容器に入れる際は色ごと分別しており、影響は最小限と考えられるため。	美祢地域の収集日は、同じ大嶺町内でもバラバラで複雑となっていることから、分かりやすくカレンダー化する必要がある。	美祢地域を3地域に分け、収集日の再構築を行う。
	美東 各色月1回ずつ				
	秋芳 各色月1回ずつ				
④不燃系ごみ《固形燃料化できないごみ》 【缶類・びん類】の収集方法	美祢 指定容器（袋）	次のいずれか ・コンテナ ・無色透明の袋	指定容器よりもコンテナ収集の方が、新たなごみを発生させることもなく合理的であるが、美祢地域をコンテナ収集にすると集積所のスペースなど課題が多い。コンテナ又は無色透明の袋とすることにより、収集運搬に係る負担の公平化を図ることができるため。	美祢地域の住民の意識改革が必要となる。また、指定容器を使用しなくなるため、手数料の減収となる。	住民説明会の開催や広報紙等でのPRを行い、住民の理解を深める。手数料減収の影響を考慮し、廃棄物の収集・運搬・処分手数料の全体的な見直しを行う。
	美東 コンテナ				
	秋芳 コンテナ				

※令和元年9月末世帯数：11,022世帯 美祢地域：6,871世帯(62.3%) 美東地域：2,061世帯(18.7%) 秋芳地域：2,090世帯(19.0%)

■美祢市の廃棄物処理の統一（素案）について

区 分	現 行	統一（案）	統一（案）の理由	課 題	課題への対応
⑤リサイクルステーション【古紙・ペットボトル・蛍光管】 ⇒収集場所	美祢 17か所 段ボール、新聞、雑誌、 ペットボトル、蛍光管	現行のままとする。 なお、美東地域において、リサイクルステーションの設置がないため行っている収集（雑誌・紙類・広告、段ボール、ペットボトル）は、そのまま継続する。	美東地域の集積所は、建屋タイプが主流であり、美祢地域及び秋芳地域のリサイクルステーションと同等の機能を兼ね備えており、また、収集運搬にかかる負担も、現行において公平であるため。	収集方法等に変更がないことから市民生活への影響はないが、今後、美東地域の集積所が老朽化した場合、更新時の対応に課題が残る。	今後の検討課題とする。
	美東 0か所				
	秋芳 4か所 段ボール、新聞、雑誌、 ペットボトル、蛍光管				
⑥申込みが必要な粗大ごみ ⇒収集回数	美祢 年4回	年4回	現行では、美東地域のみ随時行っているが、美祢地域及び秋芳地域と同様に年4回の収集とすることにより、効率的に行うことができるため。	美東地域の住民への十分な周知が必要となる。	※速やかに対応可能なため、令和2年度から実施する。
	美東 随時				
	秋芳 年4回				
⑦ふとん・カーペット ⇒納付券	美祢 貼る	納付券（手数料）を貼る。	納付券（手数料）を貼ることにより、収集運搬にかかる負担の公平化を図ることができるため。	同上	同上
	美東 貼らない				
	秋芳 貼る				